



鳥取県公報

平成13年 5月29日(火)
号外第57号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(47)(水産課).....	1
告 示	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(342)().....	2

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 経営等改善資金に潮流計測装置設置資金を追加し、その貸付限度額を200万円、償還期間を5年以内、据置期間を1年以内と定めることとした。(別表第1関係)
- 2 その貸付金の貸付けを受けた者が、当該貸付けについて、機器等が予備検査を受け、これに合格したものである等の条件を付されているものであるときは、事業完了報告書に予備検査合格証明書等の写しを添付しなければならない貸付金に、潮流計測装置設置資金を加えることとした。(別表第2関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 5月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第47号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄で別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)			
種 類	貸付限度額	償 還 期 間 (据置期間を含む。)	据 置 期 間	種 類	貸付限度額	償 還 期 間 (据置期間を含む。)	据 置 期 間
1 経営等改善資金 (1)-(12) 略 (13) 潮流計測装置設置 資金 音波により船下の潮 流の方向を、流速等を 感知するための機器等 の設置に必要な資金	略 200万円	略 5年以内	略 1年以内	1 経営等改善資金 (1)-(12) 略	略	略	略
2及び3 略	略	略	略	2及び3 略	略	略	略
別表第2 (第11条関係)				別表第2 (第11条関係)			
貸 付 金	貸付けの条件	区分	証明書等	貸 付 金	貸付けの条件	区分	証明書等
操船作業省力化機器等設置 資金、補機関等駆動機器等 設置資金、燃料油消費節減 機器等設置資金、救命消防 設備購入資金、漁船転覆防 止機器等購入資金、漁船衝 突防止機器等購入資金、潮 流計測装置設置資金、婦人 ・高齢者活動資金又は漁業 経営開始資金	略	略	略	操船作業省力化機器等設置 資金、補機関等駆動機器等 設置資金、燃料油消費節減 機器等設置資金、救命消防 設備購入資金、漁船転覆防 止機器等購入資金、漁船衝 突防止機器等購入資金、婦 人・高齢者活動資金又は漁 業経営開始資金	略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第342号

昭和55年鳥取県告示第60号(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について)の一部を次のように改正する。

平成13年 5月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後						改 正 前							
第 1 経営等改善資金						第 1 経営等改善資金							
種 類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種 類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期		
略	略	略	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業に従事する者の組織する団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）	1月、2月、	2月、3月、	略	略	略	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業に従事する者の組織する団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）	1月、2月、	2月、3月、		
漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識（灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ）で知事が別に定める基準に適合するものの購入に必要な資金	貸付けを受ける者が個人の場合は70万円、団体又は会社の場合は130万円		5月、6月、	6月、7月、	漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識（灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ）で知事が別に定める基準に適合するものの購入に必要な資金	貸付けを受ける者が個人の場合は70万円、団体又は会社の場合は130万円		8月、9月、	9月、10月、	8月、9月、	9月、10月、
潮流計測装置設置資金	音波により船下の潮流の方向、流速等を感知する機器等で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金	200万円		11月、12月	又は又は					又は又は	又は又は	11月、12月	11月、12月

